

別添

令和6年度動画サイトにおける認知機能の早期相談等の広報業務仕様書

1 業務名

令和6年度動画サイトにおける認知機能の早期相談等の広報業務（以下「本業務」という。）

2 業務目的

幅広い世代（特にインターネットが使用可能な中年層を中心）に認知症に関する理解促進及び早期診療について意識の高まりを促す。

3 業務期間

令和6年8月27日から令和7年3月25日まで

4 業務内容等

(1) 啓発する内容（県ポータルサイトの案内）

①LINEでの認知症疾患医療センターへの24時間365日の相談受付

鳥取県長寿社会課公式「脳とからだの健康LINE」(<https://line.me/ti/p/%40833clxbt>)

②本県の認知症ポータルサイトの案内

ア 主な内容 ・認知症本人の活動

・早期の相談、検査及び診療箇所の案内

・アルツハイマー病治療薬の案内

・認知機能維持のための本県の無料DVD、無料動画の案内

※主に構成、編集について、発注者と協議しながら実施

イ 認知症ポータルサイト (<https://www.pref.tottori.lg.jp/Dementia/>)

(2) 広告の手法及び内容

①使用システム YouTube インストリーム広告

※YouTube 視聴者がクリックして動画本編を視聴する前に表示

②表示形式 動画本編の前に9秒動画再生

③視聴回数 契約金額の上限に達するまで（210,000回以上）

④その他 視聴者が当該広告のスキップを行わない設定

(3) 広告期間及びエリア

①期間 令和6年9月20日から令和7年3月20日まで

②エリア 鳥取県内

5 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

6 秘密の保持

(1) 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。

(2) 受注者は、本業務に従事する者並びに8の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人（以下「従事者等」という。）に対して、(1)の規定を遵守させなければならない。

(3) 発注者は、受注者が(1)及び(2)の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(4) (1)から(3)までの規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

7 個人情報の保護

(1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(2) 受注者は、従事者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

8 再委託の禁止

(1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

(2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

ア 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合

イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

(3) 受注者は、(1)の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

## 9 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

## 10 完了報告及び検査

(1) 受注者は、本業務を完了したときは、本業務を完了した日から20日以内又は令和7年3月29日までのいずれか早い日までに事業実績報告書(仕様書様式3号)を発注者に提出しなければならない。

(2) 発注者は、(1)の報告書等を受理した日から起算して10日以内又は令和7年3月31日までのいずれか早い日までにその内容について検査を行わなければならない。

(3) 発注者は、(2)の規定に基づき検査を行った結果、本業務を適正に完了したと認めるときは、本業務の収入額及び支出額を精査し、委託料の額を確定した上で、当該確定額(以下「委託料の確定額」という。)と併せて受注者に通知しなければならない。

(4) 受注者は、(2)の規定に基づく検査において業務が適正に完了したと認められないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修正し、発注者の検査を受けなければならない。

(5) (2)及び(3)の規定は、(4)の再検査の場合において準用する。

## 11 委託料の支払

(1) 受注者は、10の(3)(10の(5)において準用する場合を含む。)の通知を受理した後、委託料の確定額を請求すること。

(2) 発注者は、(1)の規定による正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る委託料を受注者に支払う。

(3) 発注者が正当な理由なく(2)に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、未払金額に対し、遅延日数1日につき鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第120条の規定により計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

(4) 発注者は、(1)(2)の規定に関わらず、本業務の処理を円滑に推進するために必要がある場合は、受注者の請求により、概算払することができる。

(5) 受注者は、既に支払を受けた概算払額が、委託料の確定額を超えるときは、その超過額を発注者の指示に従って返還すること。

## 12 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

## 13 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。